

補助金調書

補助金名	福岡市中小企業組織化促進等事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 政策調整課 (TEL 711-4326)	
交 付 先	団体	市内複数の組合等からなる連合会			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月			
(公募の場合) 応募要件	中小企業の振興に関する事業を行うことを目的とした団体で、規約・会則の定めがあり、適切な会計処理がなされており、代表者の定めがあり、意思決定が民主的に行われており、事業の遂行能力が十分であると判断され、市内に事業を有するもの。						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	昭和33	年度	経過年数	68	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	中小企業者の組織化や中小企業者の事業および経営の支援を行うことで、本市産業の高度化と中小企業の健全な発展を図り、地域経済の発展に資することを目的とする。 ＜補助対象事業＞ ①組合等の組織、事業および経営を支援する事業 ②組合等の設立を支援する事業 ③組合等の指導者を養成するための事業 ④組合等の連携を支援するための事業 ⑤組合等の振興に関する調査及び研究をする事業 ⑥その他市長が必要と認める事業						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回		
終期を延長する 理由	中小企業の成長発展を図るため、規模が小さい、経営資源の獲得が難しい等、一般的に事業経営上で不利な立場に立たされている中小企業が組合をつくり、事業経営を充実・強化していくことが重要である。 また、市が直接補助対象事業を実施した場合、現在対象団体が実施している事業と同等の人員体制や予算が必要となるため、これまでの支援実績と経験があり、効率的な運営ができる団体への補助金交付が効果的であると考えられることから、継続実施する必要があるため当該補助金を継続する。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が必要と認める経費。備品購入費については、補助対象経費の10%とする。 ○補助金の算定方法 補助対象経費の総額の2分の1以下で予算の範囲内とする。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度	
	件	2 件		2 件		2 件	
	2,292 千円	1,879 千円		1,969 千円		1,888 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・会員組合への巡回相談及び相談窓口における相談受付 ・会員組合及び構成員企業の経営支援のための各種セミナー開催 ・連合会と会員組合が共同で実施する、需要開拓事業や研修会に対する支援						
補助金交付 による効果	相談事業の実施、各種セミナーの開催等により、地域経済の発展に寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。